

指示するなど所要の対策を講じてきており、特に構造強度の改善、腐食防止、電気配線の経年化対策等

については耐空性改善通報等により、措置の強化を図った。

第4節 救助・救急活動の充実

1 搜索・救難体制の整備

航空機の遭難、行方不明等に際して、迅速かつ的確な搜索・救難活動を行うため、東京空港事務所に設置されている救難調整本部と搜索・救難に係る関係機関との合同訓練を実施した。

2 消防体制及び救急医療体制の整備

地方公共団体が管理する空港の消防・救急体制については、空港管理者による消防施設の整備を始め、所要の措置を講ずるよう指導した。

国土交通省は、空港消防力の充実強化を図るため、函館、高松、高知空港の化学消防車を大型化更新配備及び北九州空港に大型化学消防車を新規配備するとともに、仙台、松山、大分空港の空港用給水車及び新千歳、福岡、那覇空港の消防指揮車の性能

向上を図って更新配備した。

さらに、「空港保安防災教育訓練センター」においては、空港保安防災職員に対する専門的かつ総合的な訓練を実施するとともに、消火戦術等の研究等を推進した。

空港における救急医療体制については、高知、北九州、小松空港の救急医療資器材搬送車について大型化更新配備を行うとともに、稚内、釧路、北九州、高知、三沢、美保、徳島空港の治療用テントを新規配備するなど、救急医療に必要な医療資器材の配備等を進め、救急医療活動が的確かつ円滑に実施できるように関係医療機関との連携の強化を推進した。

また、早期に応急手当を実施するため、空港職員の応急手当講習の受講を推進した。

第5節 被害者支援の推進

損害賠償請求の援助活動等や被害者等の心情に配慮した対策の推進を図った。

特に、大規模事故が発生した場合には、警察、医

療機関、地方公共団体、民間の被害者支援団体等が連携を図り、被害者を支援することとしている。

第6節 防衛省における航空交通安全施策

防衛省は、航空交通の安全を確保するため、航空法の規定の一部が適用を除外されている自衛隊が使用する航空機、自衛隊の航空機に乗り組んで運航に従事する者、自衛隊が設置する飛行場等について基準を定めるなど必要な措置を講じている。

また、自衛隊において航空事故が発生した場合には、専門的な事故調査委員会等において徹底的な原因究明を行った後、調査結果を踏まえ所要の再発防

止対策を実施している。

なお、事故防止策の強化の観点から、飛行隊長等に対する補職前の安全教育の充実やメンタルヘルス 施策を始めとする各種施策にも取り組んでいる。

1 航空機の運航・整備

自衛隊が使用する航空機の運航に関しては、異常